

最高裁秘書第2361号

令和元年5月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付、最高裁秘書第2234号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判官その他の裁判所職員のバッジに関する規程（昭和24年最高裁判所規程第1号）（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官その他の裁判所職員のバッジに関する規程

昭和24年1月28日最高裁判所規程第1号
改正 昭和32年11月15日最高裁判所規程第10号

裁判官その他の裁判所職員のバッジに関する規程

(昭三二最裁程一〇・改称)

第一条 裁判官その他の裁判所職員は、この規程に定めるバッジをつけるものとする。

2 前項のバッジの形状及制式は、附図の通りとする。

(昭三二最裁程一〇・一部改正)

第二条 前条のバッジは、これを交付する。

2 前条に掲げる者が身分を失つたときは、速やかにバッジを返納しなければならない。

附則

この規程は、昭和二十四年二月一日から施行する。

附則(昭和三二年一一月一五日最高裁判所規程第一〇号)

1 この規程は、昭和三十二年十二月一日から施行する。

2 この規程施行の際現に司法修習生である者は、すみやかにバッジを返納しなければならない。

バッジの形状

バッジの制式



裁判官以外の職員	裁判官	区別			表面
		地質	大きさ	表	
同	金属	大	き	さ	
同	径一・六極				
同	金色	文字	縁	の文字の外周及び縁	面
	金色	縁	内周	の内周及び縁	
同	銀色	銀いぶし色		その他	
同	銀色			裏面及び	
同	銀色			側面及び	